

第3回 宮崎市公共施設使用料の見直しに関する市民検討会

■ 会議概要

日 時： 令和5年3月27日（月） 10:00～12:05
場 所： 宮崎市役所会議室棟2階「大会議室」
出席者： 委員 7名
事務局長、企画財政部長、都市戦略局長、都市戦略課職員
傍聴者： 1名

■ 内容

1 あいさつ

2 報告

- (1) これまでの検討会のふりかえり
事務局から資料1について説明。

3 議事

- (1) 見直し案の変更について
事務局から資料2について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

- (委員) ● 値下げとなる施設への対応の中で、現行の使用料が高額な施設は変わらず値下げになるとの説明だったが、具体的にどのような施設があるのか。
- (事務局) ■ 田野地域の公民館が特に使用料が高くなっている。現行では、1時間あたり670円という貸室もあり、これを旧市域の施設の使用料を下限額として見直した場合、360円になる。
- 旧町域の公民館等の施設は、現行使用料が高く設定されている傾向がある。ただし、前回ご説明したとおり、公民館等の施設では利用者の多くを減免しており、ほとんど使用料を徴収できていない状況である。
- 使用料の値下げはある程度抑えつつ、使用料の統一化も図るため、今回、下限額の設定を考えたところである。
- (委員) ● 値下げとなる施設への対応について、これまでのロジックを覆してまで、このような複雑なルールを作る必要があるのか。市民に対しても、説明が難しくなるのではないか。
- (事務局) ■ 今回の見直しでは、財政的な課題解決と使用料の統一化の2つが考え方の大きな柱となっている。
- 使用料の統一化は、旧市域の施設の使用料に統一することを基本とし

ており、基準に基づいて算定した結果、現行より使用料が下がる場合には、旧市域の施設の現行使用料に統一するということになる。

- (委員) ● このような細かいところに、イレギュラーな考え方を設けていいのか。
● 元々の使用料が高いところは、算定された金額よりも高い使用料になるということなので、公平性が担保されなくなるのではないか。
- (委員長) ● 前回の会議で、財政面での課題がある中で値下げとなる施設があることに対して、我々の方から問題提起をしたところである。
● 事務局としては、その解決策として、見直しにあたって上限額に加えて下限額を設定し、その範囲内で使用料を設定していくことにより、考え方の整合性を保つということなのではないか。
- (委員) ● 金額が下がる場合には現状維持とする考え方に根拠を持たせるため、このような案を考えられたということだと思う。
● 確かに分かりづらい部分はあるが、深く聞かれたときには、このような考え方に基づき算定をしているという説明をしていくことになるのではないか。
- (委員長) ● 一つの基準で見直しをしていく中で、大幅に値上げとなる施設があった場合、激変緩和措置として値上げの上限額を設けるということであったが、同様に、値下げとなる場合にも下限額を設定するということである。
● 事務局としても、市民の理解を得ながら最終目的を達成するために、どういうロードマップを描いてやっていくかということは、苦労しているところだと思う。
- (委員) ● もう少しシンプルにして、分かりやすくした方がいいのではないか。あまり複雑だと、各論としてこの施設はどうなるのかという質問があった場合に、多くの資料を確認しなければならなくなると思う。
● また、5年後の見直しの際にも大変になることが予想される。
- (事務局) ■ 今回、下限額の設定について詳しく説明したことにより、かえって話を難しくしてしまったが、基本的には、会議室の面積に応じて金額を統一するという考え方に変わりはない。
■ 説明の仕方は、もう少し分かりやすくなるよう工夫していく。
- (委員) ● 屋外スポーツ施設の変更案は、もっともな考え方だと思う。音楽の練習では文化ホールや公民館を利用するが、それぞれ設備や環境が全く異なるため、使用料も異なることには納得している。
- (委員長) ● 「古い」「新しい」は問わないが、スペックの違いは受益の内容が変わってくるため使用料に差をつけるということであるが、この点については各委員とも了解いただけるということによろしいか。

- (委員) ● 屋外スポーツ施設の使用料の算定にあたっては、原価は、施設ごとに算出しているのか。
- (事務局) ■ 屋外スポーツ施設は、施設の総面積によってコストが大きく異なるため、最も新しく、利用者が多い生目の杜運動公園の算定結果に統一することとしている。
- (委員) ● 施設によって0.75倍であったり1.5倍であったりすると、どの施設がどこに入るのかなど、分かりづらくなると思う。コストが元々違うから使用料も違うという説明にした方が、分かりやすいのではないか。
- 生目の杜の単価を用いるのは構わないと思うが、付加価値が低い施設の基礎単価はこの金額、高い施設はこの金額というように、はっきりと決めてしまった方が分かりやすいと思う。
- (事務局) ■ 考え方の説明や表現の仕方について、今後検討していく。
- (委員長) ● 設備使用料についてはいかがか。これは分かりやすくはなったと思う。
- (各委員) ● (意見なし)
- (委員長) ● それでは、今回の見直し案の3つは、大きな考え方としてはこの方向性で進めるとして、各委員からいただいたご意見は、今後、事務局で検討いただくということをお願いしたい。

(2) 論点整理及び今後の課題について

事務局から資料3について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

- (委員) ● 前回、今後の部活動の地域移行の動きについて話をしたと思うが、今回の案の中で、スポーツ少年団が現在の100%減免から対象外とされていることが気になった。
- 部活動の地域移行が進んだ場合、中学校の部活動であれば無料だが、それがクラブチームになったら有料になるなど、今後、判断が難しくなるのではないか。
- スポーツ少年団やクラブチームでも、ほとんどボランティアで運営しているところもあれば、お金を取って外部コーチを雇っているところもあるため、そのあたりの違いについても明確にした方がいいと思う。
- スポーツ施設がスポーツ少年団を減免対象としていないのは、今回の見直しによるものなのか。
- (事務局) ■ スポーツ施設では、元々、スポーツ少年団を減免対象としていない。ただし、その代わりではないが、児童・生徒が利用する場合には、使用料自体を一般の半額程度に設定している。
- (委員) ● PTA関係でも、文化系、スポーツ系を問わず、子どもたちの利用に対し

で減免をしていただいているが、見直しにより、子どもたちの活動の機会がなくなるようなことがないように、配慮をしていただきたい。

- (委員) ● 部活動の地域移行については、一度に全部をとという話にはならないのではないか。まずは土日だけということも聞いているため、減免の取扱いについても併せて考える必要が出てくるのではないかな。
- (事務局) ■ 部活動の地域移行については、文科省は当初早急にという話であったが、現在は一旦足踏み状態となっている。
- 減免の対象については、教育委員会の動向も確認しながら、今後の定期的な見直しの中で、継続して検討していくことになる。
- (委員) ● コロナが落ち着き、今後、市民以外が施設を利用する機会が増えてくと思う。それにより市民が利用できなくなることもあるため、割高の使用料を設定するという考え方もいいのではないかな。
- (事務局) ■ 市民以外の使用料の設定にあたっては、徴収事務に関する課題に加え、県外からの利用者は市内に宿泊するなど、別の分野ではプラスの影響があることも考えられる。これらを見極める必要があるため、現時点では慎重に判断する必要があると考えている。
- (委員) ● 実際には、窓口において、利用者が市民か市民以外かという判断するのは難しいと思う。
- また、考え方としては、市民以外を高くするのではなく市民を安くするという方が、市としてのイメージも良くなるのではないかな。
- (委員) ● 市民以外に施設を利用してもらうことも必要だと考えている。交流の機会もでき、施設の稼働率向上にも繋がるため、市民だけに限らず、できるだけ多くの人に施設を利用してもらうという考え方も必要ではないかな。
- (委員) ● 大学生の場合、市外の人が多いため、使用料に差を設けるとなると、不公平に感じるかもしれない。
- また、減免については、高校生のときは文化ホールではなく公民館をよく利用していたため、公民館でも高校生の減免があるといいと思う。
- (事務局) ■ 公民館の場合は、高校生であっても、要件を満たして登録団体となれば、50%の減免対象になると聞いている。
- 若年層への対応についても、今後、施設所管課と協議していきたい。
- (委員) ● 自治公民館であれば、自治会に加入していれば無料で使えると思う。
- (委員) ● 小学生、中学生の頃は公民館をよく利用していたが、高校生になってからはそれが全くなくなってしまった。地域とのつながりも大事になるのではないかな。
- (委員) ● 今は義務教育という括りで考えていると思うが、それを学生という括りには変えられないのか。施設を広く知ってもらい、利用してもらおうという意味

では、学生への対応は重要になってくると思う。

- (委員) ● 登録団体の制度についても、広く周知するといいいのではないか。登録の仕方などが分かりやすくなると、利用にあたってのハードルも下がるのではないか。
- (事務局) ■ 減免は施設の設置目的を達成するために行うのが前提であり、公民館であれば、施設所管課からは、地域活動等に貢献することなどが登録の要件になると聞いている。
- 高校生だからという理由だけでは、施設の設置目的からすると、減免対象とするのは難しいかもしれない。
- (委員長) ● 減免の取扱いも、部活動の地域移行の話と同じで、もっと実態と現状の分析をしないと、どのように対応すべきか判断がつかないと思う。
- 事務局には今後も情報収集に努めていただいた上で、公正性を保ちながら慎重に検討を進めていただきたい。
- (委員) ● 自分が所属する団体は、公民館では現在100%減免となっているが、この見直し案でいくと50%に変更になる。
- 多くの方は無料で使っており、現在の使用料の額も知らない状態なので、本当はこのくらいの額だったのがこれまで無料だった、そして今後は50%負担していただく、というふうに、わかりやすく説明していく必要があると思う。
- (委員長) ● 無秩序な減免は良くないという意見が出ていた中で、実際には(5)(6)の「その他の団体」をどうするかという話なので、その点についてはしっかりと説明していく必要があると思う。
- 今回、補足説明があった事項以外で何かご意見はないか。
- (各委員) ● (意見なし)
- (委員長) ● それでは、本議事の内容についてはご了承いただいたということで、今回の各委員からの意見・要望については、事務局で改めて検討の上、必要に応じて変更や、施設所管課に繋いでいただく等の対応をお願いしたい。

(3) 使用料設定基準の改定について

事務局から資料4について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

- (委員長) ● 3ページの使用料基準の対象外施設については、赤字の部分が追加になるということだが、特にご意見はないか。
- (各委員) ● (意見なし)
- (委員長) ● それでは、12、13ページの「その他」のところになるが、平成28年7月に策定された基準では4項目であった。今回、新たに2項目が追加さ

れ、それ以外も、我々の意見も踏まえた上でほぼ全面的に修正をさせていただいているが、ご意見はないか。

- (委員) ● これも分かりやすいとは思いますが、個人的には今月の広報誌に掲載されていた記事が非常にわかりやすかった。
- 多くの人に影響がある話なので、誰もが分かるような形にさせていただけるといいと思う。
- (委員長) ● 今回の見直しのように変化を伴うものについては、行政側に説明責任が生じるので、単に基準をアップロードして終わりということはないと思う。
- 先ほどのご意見にもあったとおり、しっかりと説明をしていくということについて、事務局として何か具体的に考えていることはあるのか。
- (事務局) ■ 前回ご提案したとおり、委員の皆さんが所属する団体に対して、ご要望があれば個別に説明を行うことも可能であり、実際に、来月、芸術文化連盟の所属団体に対して説明を行う予定としている。
- (委員) ● 市民にとっては、いつから値上げになるのかというのが気になると思うので、そういったことははっきりと知らせた方がいいと思う。
- (委員) ● 高齢者でホームページを見る人はほんの一部なので、広報誌は非常に大切なツールである。読んでみようと思わせるような内容にしていきたい。
- (委員) ● 若者からすると、スマホで情報を得るのが普通なので、その中でホームページへの載せ方も工夫して、分かりやすいように広報していただければと思う。
- (委員長) ● 世代によって有効な媒体が違うということであるが、この点については市としてもこれまでの蓄積があると思うので、より効果的な広報の仕方を検討していただきたい。
- この使用料基準の内容は、先ほどの議論の内容も踏まえて、今後修正されることもあると思うので、よろしく願いしたい。

4 その他

事務局から、今後の流れについて説明。